



平成 21 年 5 月 8 日

各 位

上場会社名 **株式会社やまねメディカル**
(コード番号 2144 : 大証ヘラクレス)
本店所在地 東京都中央区日本橋三丁目 3 番 9 号
代 表 者 代表取締役社長 山 根 洋 一
問 合 せ 先 総務部長 根 岸 一 彦
東京都中央区日本橋三丁目 3 番 9 号
電 話 番 号 (03)5201-3995
(URL <http://www.ymmd.co.jp/>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 7 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更」について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という)の施行に伴い(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 6 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) 監査役会の設置に関し、所要の規定を設けるものであります。
- (5) 会計監査人の設置に関し、所要の規定を設けるものであります。
- (6) 上記の変更に伴い条数等の変更を行うものであります。
- (7) その他字句の統一のため、変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第4条 会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由よ って電子公告による公告をすることがで きない場合は日本経済新聞に掲載して行 う。 <u>(株券の発行)</u> 第6条 当会社の株式については、株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第7条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第8条 当会社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって選定し、これを公 告する。 3 当会社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。</u> <u>以下同じ。)</u>、新株予約権原簿及び株券喪 失登録簿の作成並びに備置きその他の株 主名簿、新株予約権原簿<u>及び株券喪失登</u> <u>録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管 理人に委託し、当会社においては取り扱 わない。 (株主取扱規則) 第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料 並びに株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> の権利行使の方法及び手続き等は、法令 又は本定款のほか、取締役会において定 める株式取扱規則による。 (招集) 第10条～第13条 (条文省略) (決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に 別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主 <u>(実</u>	(公告の方法) 第4条 <u>当</u>会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由よ って電子公告による公告をすることがで きない場合は日本経済新聞に掲載して行 う。 (削 除) (自己の株式の取得) 第6条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第7条 当会社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって選定し、これを公 告する。 3 当会社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作 成並びに備置きその他の株主名簿、新株予 約権原簿に関する事務は、これを株主名簿 管理人に委託し、当会社においては取り扱 わない。 (株式取扱規則) 第8条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並 びに株主の権利行使の方法及び手続き等 は、法令又は本定款のほか、取締役会にお いて定める株式取扱規則による。 (招集) 第9条～第12条 (現行どおり) (決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に 別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議

<u>質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u>の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第15条～第16条 (条文省略) (取締役の選任及び解任) 第17条 当会社の取締役は、株主総会において選任並びに解任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 4 取締役の解任決議は、本定款第14条第2項の定めるところによる。 (取締役の任期) 第18条～第25条 (条文省略) 第5章 監査役 (新設) (監査役の員数) 第26条 <u>当会社に監査役を置く。</u> 当会社の監査役は4名以内とする。 (監査役の選任) 第27条～第29条 (条文省略) (常勤監査役) 第30条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役を置く。</u> (報酬等) 第31条～第32条 (条文省略)	決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第14条～第15条 (現行どおり) (取締役の選任及び解任) 第16条 当会社の取締役は、株主総会において選任並びに解任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 4 取締役の解任決議は、本定款第13条第2項の定めるところによる。 (取締役の任期) 第17条～第24条 (現行どおり) 第5章 監査役及び監査役会 (<u>監査役及び監査役会の設置</u>) 第25条 <u>当会社に監査役及び監査役会を置く。</u> (監査役の員数) 第26条 (削除) 当会社の監査役は4名以内とする。 (監査役の選任) 第27条～第29条 (現行どおり) (<u>常勤の監査役</u>) 第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (報酬等) 第31条～第32条 (現行どおり)
--	--

(新設)

(監査役会の招集手続き)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この時期を短縮することができる。

2 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定
款のほか、監査役会において定める監査
役会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第35条 当会社に会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第36条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議
がなされなかったときは、当該株主総会
において再任されたものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第33条~第36条 (条文省略)

第7章 計算

(事業年度)

第38条～41条) (現行どおり)

附 則

第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置き
その他の株券喪失登録簿に関する事務は、
これを株主名簿管理人に委託し、当会社
においては取り扱わない。

第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで
有効とし、平成22年1月6日をもって前

(新設)

	<u>条及び本条を削除するものとする。</u>
--	-------------------------

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月19日
定款変更の効力発生日	平成21年6月19日

以上